

もくぞうじゅういちめんかんのんりゅうぞう つけたり たいないぶつ もくぞうそうぎょうりゅうぞう

木造十一面観音立像 附 胎内仏・木造僧形立像

指定種別：県指定文化財

指 定 日：平成 24 年 11 月 13 日

所 在 地：釜石市鶴住居町（鶴住居観音堂）

制 作 年：永正 7(1510)年

寸 法：仏 像 像高 57.2 cm
内 削 部 高さ 29.1 cm 幅 10.5 cm
奥行 5.9 cm

台 座 総高 17.8 cm 蓮座幅 17.9 cm 蓮座奥 17.6 cm

胎 内 仏 総高 14.5 cm 像高 12 cm

持 物 未夫蓮華 全長 27 cm

銘 文：背部右寄り 大檀那 于時永正七季 庚午 菊月廿日 沙門長玖



観音立像は一木造で、下半身に全面より内割り（中が空洞）を施しています。彩色仕上げでしたが、現状は退色しています。

下半身の全面材、及び頭上の化仏、両腕、両足先は別材です。正面腹部から足首まで箱形に内割りを施し、その蓋板を下半身の全面材としています。内割り内部は、腰位置と足首の位置に棚を作り、胎内仏を安置しています。台座も一具です。

胎内仏、台座とも一木造で、素木（現状古色）で彫眼です。

観音像の背の右寄りに、「大檀那 于時永正七季 庚午 菊月廿日 沙門長玖」と縦 1 行の墨書銘があります。「永正七季」は 1510 年、「菊月」は 9 月です。沿岸では年号のある仏像は 6 例確認されており、そのうち 4 番目に古く、釜石地域では唯一の例です。

この観音像は鶴住居町鶴住神社の一段下に所在する鶴住居慈眼院（通称鶴住居観音堂）に安置されていました。東北地方太平洋沖地震に伴う津波で流失しましたが、文化財レスキューにより修復されました。

